

鳥取市自死対策緊急強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自死対策緊急強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自死対策を促進することを目的として交付する。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は自死することを考えている者の個々の悩みに応じたきめ細かな相談支援等を行う事業とし、本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う法人等とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる経費の額とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助対象期間)

第5条 本補助金の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の申請)

第7条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書は、市長が別に定める

日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条の規定にかかわらず、補助対象経費に仕入控除税額を含めて交付申請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届の提出）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、交付決定を受けた年度末までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第4号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える

場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 2 号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日から施行し、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年度の補助金事業から適用する。

様式第 1 号 別紙のとおり

様式第 2 号 別紙のとおり

別表（第 4 条関係）

事業区分	補助対象経費
鳥取市自死対策緊急強化事業	事業実施に要する経費のうち、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が特に必要と認める経費

様式第 1 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申出人 住所
氏名

補助金等交付申請に係る消費税の取扱い申出書

年度鳥取市自死対策緊急強化事業補助金交付を受けたいので、鳥取市自死対策緊急強化事業補助金交付要綱の規定により下記の通り申し出ます。

記

※いずれか該当するものに○をしてください。

- 1 消費税の取扱いを伴う仕入（収入）がない
- 2 一般課税事業者
- 3 簡易課税事業者
- 4 免税事業者
- 5 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人
- 6 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市自死対策緊急強化事業補助金について、鳥取市自死対策緊急強化事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他 ()
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類